

規 則

埼玉県国民健康保険運営協議会規則をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十三号

埼玉県国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- 一 被保険者を代表する委員 四人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 四人
- 三 公益を代表する委員 四人
- 四 被用者保険等保険者を代表する委員 三人

2 委員は、知事が委嘱する。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、平成三十年三月三十一日までとする。

(会長)

第四条 協議会に、会長一人を置き、第二条第一項第三号に掲げる委員のうちから、委員がこれを選挙する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

(会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、第二条第一項各号に掲げる委員各一人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
(会議の公開)

第六条 協議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第七条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名しなければならない。

(庶務)

第八条 協議会の庶務は、保健医療部国保医療課において処理する。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。